

徳島県告示第三百五十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、令和元年九月二日から同月十七日までの間、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

令和元年九月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
株式会社農弘社	阿南市椿町八原毛西 二四番地一	阿南市椿町浜一三番 ほか六筆	七、九九二・〇〇
同	同	同 高岸七番 一ほか四筆	八、〇〇七・〇〇
同	同	同 五郎丸二 三番一ほか八筆	九、二五二・七九
同	同	同 四 〇番一ほか二筆	五、四八五・〇〇
同	同	同 七 番一ほか八筆	九、六七三・〇〇
岩佐 彰仁	同 長生町神子ノ 下四番地三	同 長生町四斗代 一五番一	五〇一・〇〇
平田 辰徳	同 次郎丸 三番地一	同 暮橋三 番一ほか五筆	三、二二三・〇〇
同	同	同 久保田 一九番ほか九筆	五、五〇三・〇〇
農事組合法人吉井未 来	同 吉井町宮ノ前 二九番地一	同 吉井町柳谷一 八番三ほか三筆	三、四四五・〇〇
遠藤 義春	同 横見町上畷五 九番地一	同 横見町上畷一 一〇番ほか三筆	三、九六八・〇〇
松木 伸夫	同 那賀川町江野 島三六二番地	同 那賀川町江野 島四六二番一ほか八 筆	一〇、九〇六・〇〇
延 俊夫	同 原三 三四番地五	同 原三 四〇番	一、八〇四・〇〇
小松 武夫	同 西原 四八一番地二	同 西原 三四〇番三ほか一筆	一、七〇七・〇〇

秋月 俊孝	同	上福	同	工地	四、七二四・〇〇
	井藤島一七〇番地一		八〇一番二ほか二筆		

二 申請年月日

令和元年八月十九日

三 縦覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター 経営推進課及び徳島県南部総合県民局阿南庁舎

四 意見書の提出先

〒七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県立農林水産総合技術支援センター 経営推進課農地活用担当

電話〇八八 六二一 二四二六